

加古川市ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金の Q&A

【目 次】

I 事業の概要……………	2
II 対象者……………	2
III 対象事業……………	4
IV 補助金額・対象経費……	6
V 財産処分等……………	7
VI 補助の手続き……………	7
VII その他……………	9

I 事業の概要

Q1 ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金事業の目的は何か。

A1 事業者の脱炭素経営を支援するために、市内の事業所への省エネルギー化設備導入経費に対して補助を実施し、事業所から排出される温室効果ガス削減することが目的です。

Q2 予算額はいくらか。また、予算額に達した場合は、申請期限前に補助を終了するのか。

A2 総額は3千万円。予算額に達した場合は、申請期限前であっても補助を終了します。

Q3 補助の終了は高効率照明機器、高効率空調設備ごととするのか。

A3 両設備合わせて予算措置を行っているため、設備ごとに予算額は設けていません。

Q4 来年度は実施するのか。

A4 現時点では未定です。

II 対象者

Q1 本社が加古川市内にあれば、市外の事業所も補助対象者となれるか。

A1 対象外です。加古川市外の事業所に補助対象設備を導入する場合は、補助の対象となりません。

Q2 本社が加古川市外であるが、加古川市内に事業所を有している場合は対象者になれるか。

A2 対象です。本社が加古川市外にある場合でも、加古川市内の事業所に補助対象設備を導入する場合は、補助の対象となります。

Q3 加古川市内の居抜き物件で事業を始める場合は、補助の対象者になれるか。

A3 対象です。居抜き物件の既設設備を対象設備へ更新する場合は、補助の対象となります。

Q4 事業所が賃貸の場合は、補助の対象者となれるか。

A4 施設の所有者の了承を得られている場合は、補助の対象となりますので、申請時に所有者に対象設備を導入することの了承を得ていることが確認できる資料を提出してください。

Q5 市内の店舗兼住宅に居住しているが、対象者になれるか。

A5 1 階が店舗、2 階が住宅である場合など、明確に事業の用として補助対象設備を使用することが確認できる場合は対象となります。

Q6 補助の対象となる者として、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において、協定を締結している事業者(以下「パートナー」という。))とあるが、ゼロカーボンパートナーシップ事業とは何か。

A6 市と協定を結び「ゼロカーボンパートナー」となって、共に協力・連携しながらゼロカーボンシティの実現を目指していく事業です。詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyobu/kankyo_sesaku/seisaku/tok/38821.html

Q7 省エネ診断とは何か。

A7 省エネルギー診断(省エネ診断)とは、診断員がエネルギーの使用量の確認や事業所内の明るさや室温を計測して、照明機器の間引きや既存の照明・エアコンの交換など、具体的な省エネ対策を提案するとともに、その対策を行うと、いくらエネルギー代金が節約できるのかを診断書にまとめ、受診者が受け取る取組です。

Q8 省エネ診断は必ず受診する必要があるのか。

A8 省エネルギー設備(空調や照明設備等)を導入する場合は、既存設備の運用改善とも深く関係することから、必ず事前に省エネ診断を受診してください。ただし、省エネ診断の診断対象に該当しないパートナーは、市長が求める資料を提出いただければ、省エネ診断の受診は不要ですので、詳しくは環境政策課までご連絡ください。また、省エネ診断に要する費用は全額(消費税除く)市で負担しますので、診断を受診される前に環境政策課までご連絡ください。

Q9 省エネ診断を他の実施機関で独自に受診し、その診断結果に基づいて設備を導入等する場合は補助対象になるか。

A9 補助対象となる診断実施機関は、以下に掲げるいずれかの機関が実施する診断が対象となります。それ以外の機関で実施する省エネ診断を受診する際は、事前に環境政策課にご相談ください。

ア 省エネ最適化診断(実施主体が一般財団法人省エネルギーセンターのものに限る。)

イ 省エネクイック診断(実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。)

ウ 省エネお助け隊の診断(実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。)

エ ウォークスルー診断(実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。)

オ IT診断(実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。)

Q10 省エネ診断の受付が開始されていない、又は終了している場合、省エネ診断の受診は不要か。

A10 省エネ診断の受診は、必ず必要です。上記 A9 ア～ウの省エネ診断は、国の補助事業であるため、本補助金の申請受付が開始された後も、しばらくの間は受付が開始されない可能性があります。また、予算額に達した場合、早期に受付を終了する可能性があります。本補助金をご検討されている場合は、計画的に省エネ診断を受診してください。

Q11 過去に省エネ診断を受診したが、再度受診する必要があるか。

A11 補助金を申請する日から過去3年以内に対象設備に係る省エネ診断を受診している場合は、再度受診を受けていただく必要はありません。

Q12 省エネ診断の診断対象に該当しないパートナーとは。

A12 大企業は受診対象外です。また、中小企業等においても、年間エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL以上の事業所のうち、以下に該当する場合は、診断対象外となります。

- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。

- ・確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

Q13 不動産賃貸のオーナーが設置する場合、対象者となるか。

A13 対象です。ただし、複数の物件を経営している場合であっても、補助の回数は、1事業者当たり補助金の対象となる設備ごとに1回限りとなります。詳しくは、以下の「Ⅲ 対象事業 A17」をご確認ください。

Q14 本社は尾上町にあるが、導入を検討しているのは、平岡町の事業所である。この場合は、申請者は、平岡町の事業所の長とすればいいのか。

A14 申請者は、ゼロカーボンパートナーシップ協定を締結した際の代表者としてください。協定締結時の代表者については、ゼロカーボンパートナーシップ協定書の裏面をご確認ください。

Q15 フランチャイズのコンビニ等も対象者になれるのか。

A15 対象です。フランチャイズのコンビニ等を経営する事業者（フランチャイジー）も加古川市ゼロカーボンパートナーシップの協定を締結することが可能であるため、補助の対象となります。ただし、フランチャイジーが、対象設備の更新を自己の費用で行う場合があります。また、複数の店舗を営んでいる場合であっても、補助の回数は、1事業者当たり補助金の対象となる設備ごとに1回限りとなります。詳しくは、以下の「Ⅲ 対象事業 A17」をご確認ください。

Ⅲ 対象事業

Q1 なぜ高効率照明機器と高効率空調設備を対象としたのか。

A1 照明機器及び空調設備は全事業者に関わる設備であり、CO₂削減効果も高いためです。加えて、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において、協定を締結している事業者にアンケートでニーズ調査をしたところ、導入を検討していると回答した事業者が複数存在したためです。

Q2 譲り受けた設備や中古品等の設置も補助の対象となるか。

A2 対象外です。未使用かつ購入品が対象です。

Q3 リース契約は補助の対象となるか。

A3 対象外です。購入品が対象です。

Q4 メーカーや機種に制限はあるのか。

A4 各種法令等に遵守した設備であること。また、商用化され、導入実績がある設備であれば、メーカーや機種は問いません。

Q5 市外の工事事業者に設置してもらった場合も対象か。

A5 対象です。工事事業者については、市外か市内であるかは問いません。

Q6 新設・増設で対象設備を導入する場合、補助の対象となるか。

A6 対象外です。更新のみ、対象です。

Q7 更新の定義は何ですか。

A7 既設設備を処分(廃棄、売却、下取り、引取り等)し、対象設備に買い替えることです。

Q8 事業所の A 部屋の既設設備を処分し、B 部屋に対象設備を導入する場合、補助の対象となるのか。

A8 原則、対象外です。設備が設置されていたA部屋に、対象設備を導入する必要があります。なお、やむを得ない理由により、既設設備とは違う場所に対象設備を導入する必要がある場合は、環境政策課にご相談ください。

Q9 既設設備の台数と更新する設備の台数が異なる場合、申請することは可能か。

A9 原則、更新により撤去する設備の台数 $\geq$ 導入予定設備の台数であれば、申請は可能です。なお、撤去する設備の台数 $<$ 導入予定設備の台数となる場合は、環境政策課にご相談ください。

Q10 調光制御機能を有するLEDとは何ですか。

A10 調光制御機能とは、人感センサー、明るさセンサー、スケジュール制御機能のことで、いずれかの機能を有していることが必要ですので、それがわかる資料(カタログ等)を提出してください。

Q11 手動で調光を調整できる LED も補助の対象となるのか。

A11 手動のみで明るさの調整等を行える LED は対象外です。明るさセンサー等の自動での調光制御機能を有している LED を補助の対象とします。

Q12 高効率照明機器本体に調光制御機能は有していないが、自動点滅器等を追加で設置し、調光の制御が出来れば補助の対象となるのか。

A12 対象です。ただし、自動点滅器等のみを導入する場合は補助対象外となります。

Q13 再エネ一体型屋外照明とは何ですか。

A13 ソーラーパネルなど再エネ設備と照明器具が一体となっている照明のことです。

Q14 商品カタログ等に固有エネルギー消費効率(lm/W)が記載されていない場合、どのように計算するのか。

A14 「全光束(lm)」 $\div$ 「消費電力(W)」=固有エネルギー消費効率(lm/W)

Q15 「既設の空調機器に対して 30%以上の省 CO2 効果が得られること」は、どのように確認すればよいのか。

A15 既設の設備と更新する設備の CO2 排出量を比較し、省 CO2 効果を確認いただくことを想定していますので、省エネ診断の結果でご確認ください。なお、省エネ診断が受診できない大企業等は、メーカーによる試算等でご確認ください。

Q16 交付決定日以後、事業に着手できるとのことだが、「事業の着手」とは、どの時点のことか。

A16 対象設備の設置に係る契約の締結日又は工事着工日のいずれか早い方です。原則、交付決定日前の事業着手については、補助対象外となります。

Q17 「補助の回数は、1事業者当たり補助金の対象となる事業ごとに1回限りとする」の「1事業者」とは何か。

A17 個人事業者、法人、団体の単位です。

Q18 複数の事業所に対象設備を設置するのだが、補助金を複数回申請することは可能か。

A18 補助の回数は、1事業者当たり補助金の対象となる設備ごとに1回限りとなります。同一設備に対する複数回の申請は不可です。

例1) 令和6年度に本補助金を活用し、事業所Aに高効率照明機器を導入。令和6年度に本補助金を活用し、事業所Bに高効率空調設備の導入を検討。⇒申請可

例2) 令和6年度に本補助金を活用し、事業所Aに高効率照明機器を導入。令和6年度に本補助金を活用し、事業所Bに高効率照明機器の導入を検討。⇒申請不可

Q19 事業所ごとに加古川市ゼロカーボンパートナーの協定締結を行えば、事業所ごとの補助金の申請は可能か。

A19 申請不可です。1事業者当たり補助金の対象となる設備ごとに1回限りとなります。

Q20 過去に本補助金を受けているが、申請することは可能か。

A20 同一設備の補助金の交付を受けていない場合は、申請可能です。

例1) 令和6年度に本補助金を活用し、事業所Aに高効率照明機器を導入。令和7年度に本補助金を活用し、事業所Aに高効率空調設備の導入を検討。⇒申請可

例2) 令和6年度に本補助金を活用し、事業所Aに高効率照明機器を導入。令和7年度に本補助金を活用し、事業所Bに高効率照明機器の導入を検討。⇒申請不可

IV 補助金額・対象経費

Q1 設備導入のうち、補助の対象となる経費は何か。

A1 設備導入に要した費用のうち、以下の経費が補助対象経費となります。

(1)設備費、(2)附帯工事費、(3)雑役務費

※設計費、処分費(撤去費を含む)は対象外経費です。

Q2 高効率照明機器と高効率空調設備をそれぞれ設置しても補助の対象となるか。

A2 対象です。高効率照明機器と高効率空調設備を設置した場合は、最大300万円補助します。ただし、設備毎の上限額に変更はありませんので、ご注意ください。

例)高効率照明機器	補助対象経費	200万円	補助額	100万円
高効率空調設備	補助対象経費	700万円	補助額	150万円
			合計額	250万円

Q3 他の国や県その他の団体の補助金等との併用は可能か。

A3 他の補助金等を受ける設備に対して、併用申請することはできません。

Q4 補助対象外の経費も含まれる見積書において、合計金額に対して値引きがされている場合、どのように補助対象経費を計算すればよいのか。

A4 以下の按分計算の方法に基づき計算してください。

【例】

品名	数量	単価	金額	備考
〇〇社 エアコン	1台	500,000 円	500,000 円	補助対象
取付工事費	1式	-	50,000 円	補助対象
既存設備の撤去費	1式	-	15,000 円	補助対象外
フロン回収処分費	1式	-	20,000 円	補助対象外
小計			585,000 円	
値引き			△70,000 円	
合計			515,000 円	

按分計算の方法

補助対象に対する割引額： $(550,000 \div 585,000) \times 70,000 = 65,811$ 円(小数点以下切り捨て)

補助対象経費： $550,000 - 65,811 = \underline{484,189}$ 円

V 財産処分等

Q1 各設備の法定耐用年数は何年ですか。

A1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)をご参照ください。

Q2 本補助金によって導入した設備を法定耐用年数までに処分する場合は、どのような手続きが必要となるか。

A2 ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金財産処分届出書(様式第 12 号)を提出してください。

Q3 法定耐用年数期間内に補助金の交付を受けて設置した設備の処分を行いたい、補助金はいくら返納する必要があるのか。

A3 導入した設備や設置年数によって金額は変わります。また、場合によっては使用の状況について、調査を行う場合がありますので、詳しくは環境政策課までご連絡ください。

Q4 自然災害等により、補助金の交付を受けた設備を処分することになったが、補助金を返納する必要があるのか。

A4 事業者の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金返納を免除となる場合がありますので、環境政策課までご連絡ください。

VI 補助の手続き

Q1 補助を受けるためには、どのような手続きをする必要があるのか。

A1 加古川市ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金交付申請書(様式第 1 号)にその他必要な

書類を添えて市役所に提出してください。申請時に必要な書類はホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

Q2 申請書はどこで入手できるのか。

A2 ホームページからダウンロードしてください。

Q3 オンラインでの手続きは可能か。

A3 オンラインには対応していません。窓口か郵送で手続きしてください。なお、郵送時の郵送料(不備がある場合の再送料含む)は自己負担となります。

Q4 申請の受付はどのような方法で実施されるのか。

A4 受付は先着順です。予算額を超える申請があった場合、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定し、必要に応じて一定数補欠の申請を受け付けます。

Q5 郵送による申請書の提出期限は消印有効か。

A5 必着が有効です。

Q6 市民センターに申請書を提出できるか。

A6 可能です。ただし、市民センターでは書類の取り次ぎのみとなり、書類の確認は行いません。環境政策課へご提出いただくと、その場で書類の確認を行いますので、申請手続きがスムーズに進みます。

Q7 市民センターに提出した申請書の申請受付日はいつか。

A7 市民センターへ提出した日が受付日です。

Q8 補助金の手続きの委任において、委任状に事務代行者の押印は必要か。

A8 不要です。ただし、委任者の署名又は記名押印が必要です。

Q9 申請書等の記入を誤ったのだが、どのように訂正すればいいか。

A9 新たに書類を作成し直してください。

Q10 「交付決定通知書」を事務代行者に送付してもらえるか。

A10 事務代行者へは送付はできません。申請者本人にのみ送付しますので、通知書が届かない場合はお問合せください。

Q11 導入した対象設備の写真は、どのようなものが必要か。

A11 導入した設備の設置状況と型番が確認できる写真が必要です。

Q12 契約書がない場合、どうすればいいか。

A12 契約書に類する資料の写しを提出してください。

Q13 領収書がない場合、どうすればいいか。

A13 振込明細書など、支払をしたことが分かる資料を提出してください。

Q14 市内で事業を営むことが確認できる書類とは、どのような書類か。

A14 公共料金の請求書又は領収書、賃貸契約書、登記事項証明書、官公庁などからの交付文書、会社のホームページなど、名称及び住所が記載されたもののコピーを添付してください。

Q15 補助事業者名と振込口座名は同じでなくてもいいか。

A15 同じにしてください。ただし、口座の名義人が代表者ではなく、例えば経理担当者等になっている場合は、事前に環境政策課までご連絡ください。

Q16 「振込先が確認できる書類」は何を提出すればいいか。

A16 金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ等のコピーを提出してください。

Q17 申請書等は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもいいですか？

A17 必ず黒色ボールペン(消せないタイプ)でご記入ください。

Ⅶ その他

Q1 補助金の交付を受けた場合、税金はかかるのか。

A1 本補助金は原則、課税対象となります。具体的な申告やご不明な場合は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)をご活用ください。

※ご不明な点がありましたら、環境政策課までお問合せください。

○問合せ先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp